

平成30年度全国スポーツ指導者連絡会議

上記の会議は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のため公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上並びにスポーツ指導活動の促進方策等について協議するため、加盟団体の指導者代表委員（122名）等により平成30年12月7日（金）東京都渋谷区のTKPガーデンシティ渋谷にて午後1時30分から全国スポーツ指導者連絡会議全体会及び都道府県分科会（東北・北海道ブロック分科会（8名参加））が開催されました。

連絡会議全体会は、日本スポーツ協会常務理事で指導者育成専門委員会・ヨーコゼッターランド委員長より「スポーツ界の現状→暴力について及びスポーツ指導者制度における新たな制度導入の理解について」説明され、続いて、全国スポーツ指導者連絡会議・葛西順一幹事長の挨拶並びに筒井・設楽副幹事長の紹介がなされた。

《全体会議》

1) 公認スポーツ指導者制度の改定について 日スポ協育成課事務局より説明 (当日配布資料より抜粋：事務局)

○ 指導者制度改定

※ 名称変更

※ スタートコーチ新設

指導員 → コーチ1 上級指導員 → コーチ2

コーチ → コーチ3 上級コーチ → コーチ4に変更

なお、国民体育大会の監督に義務付けている内容の変更については、国体課に確認・調整をお願いします。

※ スポーツリーダーの更新制

⇒ 検討中のため、改めて案内予定。

※ 登録関係

⇒ 上記名称の変更に伴う新たな資格名称での登録証の発行は、それぞれの登録・更新登録手続きに合わせて順次、対応します。(2019年4月に全登録指導者の登録証を切り替えることはいたしません。)

⇒ 指導者制度改定に伴う移行講習会は実施しないが、更新のための研修会に、新共通科目カリキュラムの一部内容や、アクティブラーニング形式を導入するなど、資格保有者にも資質能力を高めていただく機会を確保したい。

※ 養成講習会関係

☆ 共通科目関係

- ・ カリキュラムの変更

- ・ 受講形態（事前、集合、事後、eラーニング、検定方法等）
 - ・ 集合講習会（日数変更、コーチデベロッパー（CD）、CD手配方法、CD養成予定）
 - ・ 免除要件
 - ⇒ 保健体育の教員免許状による免除は、おこないません。
 - ⇒ 例えば、コーチ1を取得した方が、コーチ2、3を受講される場合でも免除をおこなわず、すべての講習会を受講します。
 - ⇒ 大学等における免除適応コースの修了証明書、他の資格を取得した際に発行される共通科目修了証明書による免除はおこなう。
 - ・ 受講料
 - ⇒ 講習形態の変更に伴い、共通科目の受講料を値上げする予定。
 - ・ リファレンスブック（テキスト）
 - ⇒ これまでのテキストと呼んでいたものを、今後は、自らのコーチングを考えたり、何かわからないことがあった場合に常に立ち戻れるものという願いを込めて、リファレンスブックと呼びます。今後は、受講料と別に、リファレンスブック代として代金を徴収させていただく予定です。
- ☆ 2018年度末時点の未修了者（過年度者）の扱い
- ⇒ 検定試験が未合格の方は、2019年度以降に実施する旧カリキュラムの検定試験を受験いただきます。
 - ⇒ 講習会の一部を受講された方は、本人の希望により、旧カリキュラムでの対応と新カリキュラムでの対応のいずれかを選択していただく予定です。
 - ⇒ 集合講習会を未受講の方は、新カリキュラムの対応となります。

○ 登録規定改定

※ 内容の整理（文言の整理、登録規程細則の統合など）

※ 受講修了者による反倫理的行為等への対応

- ⇒ 本年度中の登録規程の改定に向け、内容を検討中です。
現行、登録規程と登録規程細則が存在しますが、これを統合する予定です。
- ⇒ 現行の登録規程等に定めている内容では、公認スポーツ指導者が反倫理的な行為を行った場合は対応できますが、受講者や受講修了者（未登録者）が当該行為を行った場合の対応が明確になっていないため、対応できるようにする予定です。

都道府県体育協会

○ コーチ1・2の2019年度実施調査

- ⇒ 近日中に改めて案内予定。

○ スポーツ少年団指導者資格

⇒ 少年団課から11月下旬に依頼している調査にて確認ください。

2) 公認スポーツ指導者育成アクションプラン2018について

(当日配布資料より抜粋：事務局)

○ 基本方針

1. 公認スポーツ指導者を増やします。

① 有資格指導者数を20万人に増やします。

* 【「スタートコーチ」資格の創設】

・ 指導者として最低限身に付けておくべき知識を短期間で習得することができる「スタートコーチ」資格を創設します。

* 【資格取得の促進】

・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の指導者に対する資格取得を促すために、関連団体等との連携を図ります。

・ 運動部活動の顧問教員や外部指導者、部活動指導員に対する資格取得を促すために、養成講習会が教員免許状更新講習として認定されることを目指します。

* 【講習会の多様化】

・ より多くの方に資格を取得してもらうために、養成講習会の開催地や日程を多様化するなどの環境を整備します。

・ 公認スポーツ指導者の養成を実施していない競技の指導者に資格取得を促すために、関係団体と連携し、新規競技の指導者養成を開始するほか、国や関係団体の動向を踏まえ、スポーツ指導に係る新たな分野での資格の創設を検討します。

② 女性有資格指導者数を42,000人に増やします。

* 【資格取得に向けた環境整備】

・ 女性有資格指導者を増やすための基盤を整備するために、女性指導者に関する各種調査・分析を行います。

③ 20代有資格指導者を21,000人に増やします。

* 【免除適応コースに関する取組】

* 【資格取得に向けた環境整備】

④ 資格更新対象者の更新率を80%に高めます。

* 【更新手続きの改善】

2. 公認スポーツ指導者の質を高めます。

① 学び続ける環境を整備します。

* 【モデル・コア・カリキュラム(MCC)の導入】

② 資格更新のための研修会の参加率を90%に高めます。

* 【研修会の数・機会の拡大】

関連団体（自治体・大学等）が開催する研修・講演・学会等を資格更新のための研修会として認定する件数を増やすため、関連団体等との連携を図ります。

平日夜間に開催する研修会を企画するなど、参加者の多様なニーズに応えられる実施方法を検討します。

* 【研修会の魅力の向上】

- ③ 指導者マイページの保有率を80%にします。

* 【新規サービスの展開】

3. 公認スポーツ指導者の活躍の機会を広げます。

- ① 公認スポーツ指導者制度や有資格指導者の活動を広く周知します。

* 【情報発信】

- ② 有資格指導者の活躍の機会を共創します。

マッチングサービス

* 【指導環境の整備】

* 【連携の強化】

■ 基本方針と併せ公認スポーツ指導者制度全体の改善に向けて取組事項

- 公認スポーツ指導者制度を改訂します。
- 情報発信のためのインフラを一層充実させ、広報活動をさらに強化します。
- 持続可能な開発目標に係る国内外の取組と適宜連携します。

3) 「資格更新のための義務研修」の名称変更について

(当日配布資料より抜粋：事務局)

【理由】

- ・ 公認スポーツ指導者登録規程において以下のとおり定めている更新登録にあたって受けることとなっている「研修」について、これまで各種資料等では、「義務研修」や「更新のための義務研修」という文言を使ってきた。
 - ・ この「義務」という名称については、資格を更新するためには研修の受講が必要という意識づけにおいては、効果的であるものの、どうしても「義務だから仕方なく受ける」といったイメージを持ってしまう指導者も少なくない。
- ⇒ 公認スポーツ指導者制度改定を機に「資格取得後も自ら学び続ける」というイメージを定着させたい。

【経過】

- ・ 2018年5月 第1回幹事会にて提案、意見聴取

- ・都道府県体育協会、中央競技団体及び日本スポーツ協会事務局内に意見を募集、事務局内での協議の結果、「更新研修」「リフレクション研修」「グローアップ研修」の3案まで絞る。
- ・指導者育成事業推進プラン戦略会議メンバーに3案に対する意見を伺った結果、「更新研修」が一番賛同を得られた。

【今後のスケジュール】

- ・2018年12月 第2回幹事会及び全体会に提案、意見聴取。
- ・2019年 2月 指導者育成専門委員会にて公認スポーツ指導者登録規程改定時に新名称を反映（予定）。

4) 日本スポーツ協会会長メッセージについて（グループディスカッション）

（当日配布資料より抜粋：事務局）

1911年に創立された日本体育協会（当時、大日本体育協会）は、2018年4月1日、「スポーツと、望む未来へ」のコーポレート・メッセージのもと「日本スポーツ協会」として新たな一步を踏み出しました。

本会では、スポーツは「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」であると考えていますが、残念ながら、昨今のスポーツ界において発生した事案（ドーピング、加盟スポーツ団体のガバナンス低下、スポーツ指導者（監督・コーチ）による不適切な指導など）により、文化としてのスポーツの価値が脅かされています。

本会は、今後もスポーツの意義と価値を高めるとともに、スポーツがあらゆる人々に一切の差別、格差なく享受され、誰もが望む社会を実現するため、スポーツを愛するすべての人へメッセージを送ることとしました。

スポーツの「場」は、多くの人々によって支えられています。スポーツを楽しむプレイヤーはもとより、プレイヤーを導き支えるスポーツ指導者、プレイヤーを取り巻くすべての関係者（以下、アントラージュ）、それらをサポートするスポーツ団体や組織があります。

より良いスポーツの「場」を創るため、それぞれがスポーツの意義と価値を認め、常に品位と名誉を重んじ、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じ自己の能力・適性等に応じて、自らが主体的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことが重要であると考えています。

これらスポーツを愛するすべての人が「場」を形成する当事者として役割を分担しなかせら、最適なスポーツの「場」を創っていくために行動しましょう。

<プレイヤーの皆さんへ>

【スポーツを心から楽しむ】

【互いに尊重し合う】

【自ら問いを立てる】

＜スポーツ指導者の皆さんへ＞

【プレーヤーズセンタード】

【学び続ける】

【ワークライフバランス】

＜アントラージュの皆さんへ＞

(保護者、アスレティックトレーナー、スポーツドクター、マネジャー、
審判員、メディア等のプレーヤーと関わりを持つすべての人々)

【良き理解者となる】

＜スポーツ団体・組織の皆さんへ＞

【スポーツを愛する人を増やす】

【反倫理的行為を根絶する】

平成30年7月18日

公益財団法人 日本スポーツ協会 会長 伊藤雅俊

5) 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて

(当日配布資料より抜粋：事務局)

・前文

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展するなか、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

・本ガイドライン策定の趣旨等

本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

学校の設置者及び学校は、運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

高等学校段階の運動部活動についても速やかに改革に取り組み、各学校において中学校教育の基盤の上に多様な教育が行われている点に留意。

スポーツ庁は、本ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 適切な指導の実施
- (2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

3 適切な休養日等の設定

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
- (2) 地域との連携等

5 学校単位で参加する大会等の見直し

6 終わりに

生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

地方公共団体は、運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で生徒のスポーツ活動の機会の確

保・充実方策を検討する必要がある。

競技団体は、必要な協力を積極的に行うとともに、地方公共団体や日本スポーツ協会、地域の体育協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

○ 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）

- 1 本ガイドラインの趣旨について
- 2 生徒にとってのスポーツの意義
- 3 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について
- 4 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

【運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて】

- ・顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう
- ・各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう
- ・活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

【実際の活動での効果的な指導に向けて】

- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう
- ・肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

【指導力の向上に向けて】

- ・最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう
- ・多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

6) 来期幹事の選出について

全国スポーツ指導者連絡会議幹事選出団体区分表により説明。

7) 分科会での協議事項について（当日配布資料より抜粋：事務局）

1 協議内容

各都道府県の活動状況報告、特定のテーマを決めて協議
来期幹事の選出

【テーマ】

- ・都道府県指導者協議会での暴力根絶に向けた取組について
- ・学校運動部活動等での指導者の活用促進について

2 協議進行

幹事を中心に進行。ブロック別協議が終わり次第、流れ解散

3 協議内容の報告

各ブロック幹事は、2019年1月末日までに日本スポーツ協会宛報告。

8) ブロック別会議（北海道・東北ブロック）について（要旨）

ブロック代表幹事2名、北海道・東北ブロックから6名の代表委員の8名で開催。

・協議内容について

東北ブロック代表幹事（平成30年度）である青森県澤田会長代理を座長に進行した。

- ① 2019年から2020年度のブロック代表幹事は宮城県より選出。
- ② 2019年度全国スポーツ指導者連絡会議北海道・東北ブロック会議は宮城県当番にて開催決定。
開催に当たっての経費は、各道県の負担とする。
- ③ 2020年度の全国スポーツ指導者連絡会議北海道・東北ブロック会議は福島県が担当する。
- ④ 義務研修会についての情報交換
参加者数や参加料について情報交換
- ⑤ 各道県の問題・課題等について
会長が県体育協会の理事になっており連携が良い（岩手県）
会長が県体育協会の副会長となっている。（青森県）
県スポーツ指導者協議会会長と事務局長が代わった。（青森県）
県スポーツ指導者協議会委員長が代わった。（宮城県）
山形・福島両県スポーツ指導者協議会以外の事務所が、各道県体育協会の中にあり道県体協職員が担当している。
県からの補助金がある。（福島県50万円、秋田県30万円）
会費徴収がうまくいっていない。（北海道）
会費徴収をしていない。（青森県・秋田県・宮城県・山形県）
- ⑥ ブロック研修会に日本スポーツ協会より職員派遣して情報や詳細にわたる制度・事業について説明して欲しいという意見が多数あった。
- ⑦ 各道県スポーツ指導者協議会と各道県体育協会との連携に疑問がある。
公認スポーツ指導者の活用についての連携の話題が多数出された。
公認スポーツ指導者の活用が今一である現状に問題がある。

（山形県体育協会選出代表委員 山形県スポーツ指導者協議会会長
畠山重行 記）